

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	I 1. ②事務の概要	<p>(略)</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>○令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務</p> <p>①調整給付対象者について、公金受取口座の登録有無を確認する。</p> <p>②公金受取口座の登録有無に応じて、書類(支給のお知らせ・確認書)を送付する。</p> <p>③返送された確認書に基づき、支給要件を確認する(支給のお知らせ対象者は書類の返送を要しない)。</p> <p>④調整給付の支給を行う。</p> <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》》</p> <p>特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p>	<p>(略)</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>○令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務</p> <p>①調整給付対象者について、公金受取口座の登録有無を確認する。</p> <p>②公金受取口座の登録有無に応じて、書類(支給のお知らせ・確認書)を送付する。</p> <p>③返送された確認書に基づき、支給要件を確認する(支給のお知らせ対象者は書類の返送を要しない)。</p> <p>④調整給付の支給を行う。</p> <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》》</p> <p>特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p> <p>【令和6年10月31日申請受付終了】</p>	事後	事務終了に伴う更新